6　施行令第二十六条の三十第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、配分の取扱者に提示する日前六月以内に作成されたもの

二　イ又はロに掲げる書類及び外国法人の第三項に規定する書類（イ及びロに掲げるものを除く。）

イ　法人番号通知書（前号に掲げるものを除く。）

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該外国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（配分の取扱者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

7　施行令第二十六条の三十第十一項に規定する財務省令で定める事項は、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号とする。

8　特例適用申告書又は変更申告書（以下この条において「特例適用申告書等」という。）を受理した配分の取扱者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該特例適用申告書等に、当該配分の取扱者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第十九条の十四第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　施行令第二十七条第三項に規定する書類を受理した対価の支払をする者は、当該書類に、当該対価の支払をする者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第十九条の十五第二項第一号中「所在地等」という。）」の下に「（法人番号を有する外国金融機関等にあつては、名称、所在地等及び法人番号）」を加え、同項第五号中「第三項」を「以下この条」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第八項中「第二十七条の二第十三項」を「第二十七条の二第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項第一号中「営業所等の名称及び所在地」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項第一号中「営業所等の名称及び所在地」の下に「（法人番号を有する外国金融機関等にあつては、名称及び所在地等並びに法人番号又は営業所等の名称及び所在地）」を加え、同項第二号中「変更後の名称又は所在地等」の下に「（法人番号を有することとなつた外国金融機関等にあつては、当該法人番号）」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8　施行令第二十七条の二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国金融機関等の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、特定金融機関等の事務所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの

二　イ又はロに掲げる書類及び第三項各号に掲げる外国法人の区分に応じ同項各号に定める書類（イ及びロに掲げるものを除く。）

イ　法人番号通知書（前号に掲げるものを除く。）

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている外国金融機関等の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該外国金融機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（特定金融機関等の事務所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

9　施行令第二十七条の二第十一項に規定する財務省令で定める事項は、外国金融機関等の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号とする。

10　非課税適用申告書等を受理した特定金融機関等の事務所等の長は、当該非課税適用申告書等に、当該特定金融機関等の事務所等に係る特定金融機関等の法人番号を付記するものとする。

第十九条の十五第五項の次に次の一項を加える。

6　法第四十二条の二第八項に規定する非課税適用申告書に記載した財務省令で定める事項は、第二項第一号に掲げる事項とする。

第十九条の十六第五項第一号及び第六項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第二十条第九項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第十四項第一号、第十五項第一号、第二十一項第一号及び第二十二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十条の二十三第一号、第二十一条第六項第一号、第二十一条の二第三項第一号、第二十一条の四第一号、第二十一条の五第一号、第二十一条の七第一号、第二十一条の十二第二項第一号、第二十一条の十三第一号、第二十一条の十四第一項第一号及び第二項第一号並びに第二十一条の十五第七項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十一条の十九第十項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「の所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十二条の二第二項中「へい」を「塀」に改め、同条第五項第一号、第七項第一号、第九項第一号、第十項第一号及び第十一項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十二条の七第六項第一号、第八項第一号及び第九項第一号、第二十二条の八第二項第一号、第二十二条の九第二項第一号、第六項第一号、第七項第一号及び第八項第一号、第二十二条の九の二第三項第一号、第二十二条の九の三第二項第一号、第二十二条の十五第一項第一号、第二十二条の十七第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号並びに第二十二条の十九第七項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十二条の十九の二第一項中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に、「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同条第二項第一号中「及び本店」を「、本店」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加える。

第二十二条の十九の三第一項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加える。

第二十二条の二十二第一項第一号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない公益法人等にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）」に改める。